

3月号（486号）

過疎は日本の社会が抱える深刻な問題のひとつであり、様々な場面に影響を及ぼしている。そのひとつが、地方議会議員の「なり手」の減少である。この問題は、特に、人口規模の小さい自治体の議会において顕著であって、町村議会についてみた場合、2007年に実施された統一地方選挙において無投票当選となったのは448団体中67団体、15.0%であった。その割合は増加傾向にあり、2019年の統一地方選挙時には375団体中93団体、24.8%にも及んでいる。議員数でみると4233人中988人で、町村議会議員の23.3%が無投票で当選したこととなる。また、立候補者数が議員定数を下回るいわゆる定員割れが生じた町村議会も、8つ、存在する。

A村もそうした自治体のひとつであり、この10数年、村議会議員のなり手不足に悩んできた。そこで、A村議会では、現行の村議会にかかる諸条例を廃止するとともに下記の条例を制定し、議会に代わる会議体を設置し、運営することを検討している。もしあなたが、A村議会の関係者に「この条例の定める会議体の設置について、憲法上の問題があるか」と尋ねられたら、憲法の専門家としてどう答えるか。論じなさい。

【参考】A村村民総会設置運営基本条例（案）（抜粋）

- 1条 この条例は、A村の村民総会の設置及び運営に関する基本的な事項を定め、もって、A村における住民自治の実現及び地方自治の確立を図ることを目的とする。
- 2条 地方自治法94条の規定に基づき、A村に、議会に代えて、村民総会を設置する。
- 4条 日本国民たる年齢満18年以上の者で、引き続き3箇月以上A村の区域内に住所を有する者は、村民総会の構成員となる。
- 5条 村民総会は、この条例及びこの条例に基づく条例に定めるところによるほか、法律により村議会の権限に属するとされている事項に関する権限を有する。
- 6条 1項 村民総会は、村長がこれを招集する。
 - 2項 総会構成員の総数の4分の1以上の者は、村長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
 - 3項 前項の規定による請求があったときは、村長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならない。
- 7条 地方自治法102条の規定は、村民総会について準用する。この場合において、同条第2項にいう条例で定める回数は、年1回とする。

2月号（485号）

欧州を中心に、近年、インターネット上のヘイトスピーチへの対策が強化される傾向にある。ドイツでは2017年に、SNS事業者に対して現行法上違法となる表現の削除を義務付けるいわゆるSNS法が制定された。こうした状況を受け、政府は、憎悪コンテンツ規制委員会という行政機関を新たに設置し、特定のコンテンツの削除命令などの処分を行わせるとともに、その処分への不服申立手続として同委員会による司法手続に類似した裁決を用意し、さらに、その裁決に不服がある者には裁判所に取消訴訟を提起させるという仕組みを備えた法律案を検討している。もしあなたが、「この仕組みには憲法上の問題があるか」と尋ねられたら、憲法の専門家としてどう答えるか。論じなさい。

【参考】憎悪コンテンツ規制法（案）（抜粋）

- 2条 この法律において「憎悪コンテンツ」とは、第3条に定めるインターネット上に流通させてはならない不当な差別的コンテンツをいう。
- 4条 特定電気通信役務提供者は、憎悪コンテンツをインターネット上に流通させてはならない。
- 5条 1項 第4条の規定に違反する行為をした特定電気通信役務提供者は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。
- 2項 前項の規定による損害賠償の請求権は、第6条に規定する削除命令が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。
- 6条 第4条の規定に違反する行為があるときは、憎悪コンテンツ規制委員会は、12条以下に規定する手続に従い、特定電気通信役務提供者に対し、憎悪コンテンツの削除を命ずることができる。
- 10条 1項 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規程に基づいて、総務大臣の所轄の下に、憎悪コンテンツ規制委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- 2項 委員会は、5人の委員をもって組織する。
- 3項 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。委員の任期は、3年とする。
- 6項 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- 20条 第5条の規定による損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、憎悪コンテンツ規制委員会に対し、同条に規定する違反行為によって生じた損害の額について、意見を求めることができる。

1 月号（484 号）

憲法 52 条は、国会の常会は、毎年 1 回これを召集すると定める。しかし国会には、常会のほかに、同 54 条 1 項の定めに基づいて召集される国会（特別会）と同 53 条の定める臨時会とがあり、実際には、年 2 回以上国会が開かれるのが常である。だが、2015 年には、国会は 1 回しか召集されなかった。9 月 27 日に第 189 回国会（常会）が閉会したのち、10 月 21 日に野党議員らが臨時会の召集を要求したものの、内閣がこれに応じなかったからである。代わりに翌 2016 年、例年より早い 1 月 4 日に常会が召集された。また、2017 年には、6 月 18 日に第 192 回国会（常会）が閉会したのち、6 月 22 日に臨時会の召集の要求がなされたものの、98 日後の 9 月 28 日まで臨時会が召集されないという事態が生じた。

こうした状況を背景として、A 党は、臨時会の召集が適正に行われるようにするため、国会法の一部を改正する法律案（通称「臨時会召集適正化法案」）を次期国会に提出する準備をしている。もしあなたが、A 党の議員に「臨時会召集適正化法案について、憲法上の問題があるか」と尋ねられたら、憲法の専門家としてどう答えるか。論じなさい。

【参考】国会法の一部を改正する法律案（通称「臨時会召集適正化法案」）

1 条 国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（臨時会の召集）

3 条の 2 前条の要求書が提出された場合、要求があつた日から 20 日以内に、臨時会を召集しなくてはならない。ただし、30 日以内に常会が召集される場合は、この限りでない。

12月号（483号）

Xは、2016年1月11日に詐欺の被疑事実により逮捕勾留されたが、同年3月11日に釈放された。身柄拘束期間は2か月であり、Xは、同年6月11日付で嫌疑不十分を理由とする不起訴処分となった。

これをうけてXは、Y地検検察官に対して被疑者補償規程に基づく補償の申出を行った。被疑者補償とは、1957年に法務省訓令として定められた被疑者補償規程に基づき、被疑者として抑留又は拘禁を受けた者に対してなされる刑事補償である。同規程は、被疑者として抑留又は拘禁を受けた者につき、公訴を提起しない処分があった場合において、その者が罪を犯さなかったと認めるに足りる十分な事由があるときは、補償をすると定める（2条）。補償の裁定は、公訴を提起しない処分をした検察官の所属する検察庁の検察官が行い（5条）、これに対する上訴の定めは存在しない。

ところが、Y地検検察官はXに対して補償をしない旨の裁定（以下、本件裁定という）を行った。Xは、Y高検検察官に対して不服申出をしたものの、Y高検検察官はこの不服申出には理由がないとの処理（以下、本件処理という）を行ったため、Xは、本件裁定および本件処理は違法であるとして取消訴訟を提起した。しかし裁判所は、被疑者補償規程が訓令の形式によることおよびその制定・改正経緯からみて、同規程は検察官に対して被疑者に補償をすべき義務と権限を与えたものであり、同規程によって国民に被疑者補償請求権が認められているものではないため、本件裁定および本件処理はいずれも抗告訴訟の対象となる行政処分にあたるとはいえないとして、Xの訴えを退けた。

裁判所のこの判断は、憲法上の刑事補償請求権に関するいかなる理解を前提としているか。想定される反論を踏まえつつ、論じなさい。

11 月号（482 号）

税関には、一般に、関税の公平確実な賦課徴収に加え、税関を通過する貨物に輸出入してはならない物が含まれていないかを審査する、いわゆる水際取締りの役割が期待されている。そのため、関税法 67 条は、輸出入をしようとする者は、当該貨物の品名や数量等を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないとしている。しかし、国際郵便については個人利用が多く、また、大量であるため、例外的に、輸出入の手続を簡易迅速に行うべく、前記手続の適用が原則的に排除されている。ただし、国際郵便物は、一部の例外を除いて日本郵便株式会社によって税関長に提示されるものとされており（関税 76 条 3 項）、税関長は、国際郵便物中にある信書以外の物については必要な検査をさせることができる（同 1 項）。また、税関職員には、検査に際して見本を採取する権限が与えられている（同 105 条 1 項 3 号）。

2007 年の関税法改正より、医薬法 2 条 15 項に規定する指定薬物が新たに輸入禁制品に加えられた（関税 69 条の 11 第 1 項 1 号の 2）。この改正は、従前から輸入禁制品とされていた麻薬や覚醒剤等ではないものの、幻覚等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある、いわゆる危険ドラッグ規制の一環としてなされたものである。

現在、税関では、国際郵便物中の不正薬物の有無を確認するために、不正薬物・爆発物探知装置を用いた検査（以下、TDS 検査とする）が広く用いられている。これは、検査対象貨物そのものを開封したり破壊したりすることなく、その表面に付着した微粒子を拭き取り剤で採取し、その採取物質を解析して不正薬物を探知するものである。そして、TDS 検査によって不正薬物が探知された場合には、当該検査対象貨物を開封し、ごく微量の見本を採取し、試薬を用いた鑑定が行われる。しかし、危険ドラッグは覚醒剤等の規制成分の化学構造を変化させて作られるため、新たに輸入禁制品に加えられた指定薬物の一部について、既存の TDS 検査では探知されない可能性がある。そのため、A 税関では、品名がわからない国際郵便物については外装箱を開披し、検査対象貨物を目視した上で、それが粉末状または錠剤状である場合には必ず開封し、見本を採取し、試薬を用いた鑑定を行い、国際郵便物中の指定薬物の有無を確認することを検討している（以下、本件手続とする）。

このような検査を裁判官の発する令状なしに行った場合、いかなる憲法上の問題が生じると考えられるか。想定される反論を踏まえて論じなさい。

10月号（481号）

Xは、2019年6月に母国の大学で法学を修めたのち来日し、留学生の在留資格（入管別表第1の4）でY市に居住し、市内の日本語学校に通っていた。2020年秋にはY市立大学大学院を受験する予定だった。しかし、受験を目前にした2020年8月1日、Xは通学中にとも膜下出血をおこし、A市民病院に緊急搬送された。入院・手術によってXは一命を取り留め、同月25日に退院したが、A市民病院におけるXの医療費は、合計161万9000円に及んだ。Xには支払能力がなく、途方に暮れていたところ、同じくY市立大学を受験する予定の友人から生活保護法上の医療扶助のことを聞いた。

生活保護法は、生活を営む上で必要な各種費用に応じて扶助を支給すべく、生活扶助や住宅扶助など8種類の保護を定めている（11条1項）。医療扶助はその1つであり、原則として現物給付される（34条）。すなわち、各自治体の福祉事務所の委託を受けて、指定された医療機関が被保護者に対して医療を提供し、診療にかかる費用は直接医療機関に支払われる。保護費は、各自治体が4分の1、国が4分の3の割合で負担する（75条）。なお、生活保護は原則として申請に基づいて開始されるが、要保護者が急迫した状態にあるときは、保護の実施機関は、職権をもって保護を開始しなくてはならないとされている（25条）。

Xは、さっそく医療扶助の開始を求めてY市福祉事務所に対し申請を行ったが、Y市福祉事務所は、Xの在留資格が留学生であることを理由に申請を却下した。1954年の厚生省通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（以下、本件通知とする）は、生活保護法1条により外国人は法の適用対象とならないとした上で、「生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて……必要と認める保護を行う」としており、以後、本件通知に基づいて外国人に対する生活保護の措置が行われていたが、1990年10月に、厚生省は、本件通知に基づく生活保護の対象となる外国人の範囲について、本来最低生活保障と自立助長を趣旨とする生活保護が予定する対象者は自立可能な者でなければならないという見地から外国人のうち永住的外国人のみが生活保護の措置の対象となるべきであるとして、出入国管理法別表第2記載の外国人（以下、永住的外国人とする）に限定する旨の取扱いの方針を示している。

この却下処分の不憲性を訴えるには、Xはいかなる憲法上の主張（14条を除く）をすべきか。論じなさい。

9月号（480号）

2013年の薬事法改正（法律名の変更により以後は医薬法と略称される）により、一般用医薬品のインターネット販売が解禁された。一般用医薬品とは、「医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの」（医薬法4条5項4号）を指す。一般用医薬品は、さらに、その副作用等による日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれに応じて、第1類から第3類に区分されており（同36条の7第1項）、第1類医薬品の販売に際しては、第2・3類医薬品とは異なり、薬剤師が、あらかじめ当該医薬品を使用しようとする者の状況等を確認し、購入者に必要な情報を提供することが義務付けられている（同36条の10第1・2項。以下、情報提供義務とする）。なお、インターネット販売が解禁されたのは、医薬品のうち一般用医薬品のみであり、いわゆる処方薬（薬局医薬品〔同4条5項2号〕）および処方薬から一般用医薬品に移行して日が浅く安全性の評価が確定していない医薬品（要指導医薬品〔同3号〕）は対面販売によることが法律上規定されている（同36条の4・同条の6）。

この改正は、2009年改正による薬事法施行規則が第3類を除く一般用医薬品につき対面販売を義務付けていたことを違法とした最高裁判決（最判平成25・1・11民集67巻1号1頁。以下、平成25年判決とする）を踏まえた医薬品販売規制の見直しの一環としてなされた。

ところが、改正後に行った第1類医薬品の販売実態把握調査によると、個別に行うべき情報提供を電子メールの一斉返信のみで済ませるなど、インターネット販売において情報提供義務が遵守されていないケースが有意に多く存在することが判明した。もしあなたが、厚生労働省の担当者に「法律により、第1類医薬品に限り、インターネット販売における購入者との通信手段をテレビ電話などより対面に近い形の情報機器に限定した場合、憲法上問題があるか」と尋ねられたら、どう答えるか。なお、一般用医薬品の販売サイトのうち第1類医薬品を取り扱っているサイトは約30%であり、一般用医薬品における第1類医薬品の構成比は約4%とする。

8月号（479号）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援する制度として、被災者生活再建支援制度がある。阪神・淡路大震災の3年後、1998年に被災者生活再建支援法のもとで創設された制度であり、改正を経てこんにちに至っている。同法によれば、その居住する住宅が全壊するなど一定の要件を満たす世帯の世帯主に対し、世帯主の申請に基づいて100万円、住宅を建設または購入する世帯についてはさらに200万円の再建支援金が支給される（3条）。成立以降、2020年3月までに、79件の対象災害において約28万世帯に支給がなされている。

この法律は、阪神・淡路大震災で被災した多くの人々が生活の困難に直面したことを背景に立法されたものだが、遡及適用はされなかった。そのため、阪神・淡路大震災の被災者については、別途、同法の定める再建支援金に相当する程度の自立支援金を支給する措置が講じられた。それが、被災者自立支援金制度である。しかし、同実施要綱（以下、本件要綱とする）は、被災の事実および所得等に関する要件に加え、1998年7月1日を基準日とし、その基準日において「世帯主が被災していること」を、自立支援金の支給要件としていた（本件要綱3条1号）。なお、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2020年において、15歳以上の女性のうち自らが世帯主である者の割合は24.7%であり、そのうち66.0%が単独世帯であると推計されている。

本件要綱3条1号は、憲法14条との関係でどう評価すべきか。想定される反論を踏まえ、論じなさい。

【参考】被災者自立支援金制度実施要綱

3条 被災者自立支援金の支給対象世帯は、次の各号の要件をすべて満たす世帯とする。

- (1)世帯主が被災していること。
- (2)住家が全壊（焼）の判定を受けた世帯、又は半壊（焼）の判定を受け当該住家を解体した世帯であること。
- (3)同一世帯に属する者全員の総所得の合計が、次表〔省略〕に掲げる金額以下の世帯であること。

4条2項 申請は、世帯主が行うものとする。

7月号（478号）

Xは、Y市の住民約50人が集まって結成した写真サークルAの会員であり、Aは、2000年4月から月1回、Y市公民館で講評会を行っている。講評会では、会員が、与えられたテーマにしたがって撮影した作品を持ち寄り、会員の投票によって「今月の1枚」を選んでいる。2019年7月のテーマは「愛」であった。

Xは、6月に市内で行われたプライド・マーチを題材とし、写真を撮影した。プライド・マーチとは、セクシャルマイノリティへの差別と迫害に対する抵抗運動の嚆矢として知られる1969年6月の「ストーンウォールの反乱」の翌年に、これを記念して行なわれたデモをきっかけとして、こんにちでは世界中に広がっているセクシャルマイノリティへの差別撤廃を訴えるイベントである。ちょうど、同性カップルが結婚できないことは憲法違反だと訴える訴訟が各地で提起された直後でもあったため、Y市で行なわれたプライド・マーチは、同性婚への賛否双方の立場から、大きな話題を呼んでいた。7月の講評会での投票の結果、Xの写真は圧倒的多数で「今月の1枚」に選ばれた。

Y市公民館は、社会教育法20条の定める社会教育機関であり、月1回、広報のために『Y市公民館通信』（以下、「通信」という）を発行している。Y市公民館は、Aとの合意に基づいて、2000年4月から毎月、Aの選んだ「今月の1枚」であること及び作者の名前を付記した上で、通信の裏表紙に「今月の1枚」に選ばれた写真を掲載してきた。しかし、同性婚については世論を二分する意見の対立があるため公民館の中立性とは相容れないとの理由で、Y市公民館は、2019年7月の「今月の1枚」に選ばれたXの写真を通信に掲載することを拒否し、Xの写真を掲載することなく同月の通信を発行した。

Xは、Y市公民館がXの写真を通信に掲載しなかったことにより自らの権利が不当に侵害されたと考え、Y市公民館に対して賠償を請求しようとするあなたの勤務する弁護士事務所に相談に訪れた。Xの被侵害利益は、学習権や表現の自由など多岐にわたることが想定されるため、事務所では分担して事案を検討することとし、あなたは人格的利益のパートを受け持つこととなった。この事案において、あなたはどのように人格的利益の侵害を構成するか。想定される反論を踏まえつつ、論じなさい。

6月号（477号）

Xは、職場で女性がハイヒールまたはパンプスの着用を義務付けられていることに抗議する#KuToo運動に深く共感し、自分なりにこれを広めようと、フラッシュモブの方法をとることを思いついた。SNSを使って呼びかけると、10名がそれに応じ、Xを含む11名は、2019年8月1日18時にY市中央駅自由通路をそれぞれ訪れ、各自がハイヒールを着用し、脚や頬に周囲から識別できる大きさに「#KuToo」とペイントした上で、19時までの間に、場所を変えつつ6回にわたり、無言で苦痛の表情を浮かべてしゃがみ込み、しばし停止した後、スニーカーに履き替えて笑顔で立ち去るというパフォーマンス（以下、「本件行為」という）を行った。1回のパフォーマンスの時間は、概ね3分程度だった。

Y市中央駅自由通路は、駅で東西に分断された商業地区を繋ぐように設置されたアーケード型の歩行者用デッキで、公の施設（自治244条）としてY市が管理している。本件行為がなされたことをXのSNSで知ったY市長は、Xが他の参加者とともにした本件行為は、Y市中央駅自由通路設置条例（以下、「本件条例」という）10条1項3号の禁止する「集会、デモ、座込み」に該当するとして、2019年9月1日付けで、Xに対し、同条2項に基づき、今後同条1項3号に掲げる行為を行わないよう命じた（以下、「本件命令」という）。

Xは、本件命令は違法であって取り消されるべきであると考え、法律家であるあなたに、本件命令の憲法上の問題について意見を求めた。あなたはどのような意見を述べるか。想定される反論を踏まえて論じなさい。

【参考】Y市中央駅自由通路設置条例

1条 この条例は、Y市中央駅自由通路（以下、「自由通路」という）の設置および管理に関し必要な事項を定めることにより、歩行者の安全で快適な往来の利便に資することを目的とする。

10条1項 自由通路において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)自由通路の施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為
- (2)球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為
- (3)集会、デモ、座込み、寝泊り、仮眠、横臥その他これらに類する行為
- (4)前各号に規定するもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為

同条2項 市長は、前項各号の行為をしたと認められる者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

5月号（476号）

1980年代頃アメリカで浮上したスラップ訴訟（SLAPP：Strategic Lawsuit Against Public Participation），すなわち，原告の法的利益の実現よりも被告の公的・社会的活動の封じ込めを目的として行われる訴訟をめぐる問題は，日本でも2000年代以降特に注目されるようになった。0高等裁判所判事であるYは，かねてよりスラップ訴訟問題に関心を抱いており，2016年には法学系書籍の出版で知られるU社の発行する法律雑誌において，実名および職名を明らかにして，スラップ訴訟は市民の社会的活動を萎縮させるため規制されるべきであり，カリフォルニア州の反SLAPP法に倣い，被告による原告の訴えがスラップであるとの反論が認められた場合には公訴を棄却する旨を定める立法を行うことに賛成である旨を述べる学術論文（以下，本件論文とする）を公表した。

また，Yは同年にツイッター上に実名のアカウントを取得し，プロフィールに職名を明記した上で，以後定期的に短文を投稿していた。投稿の多くは海外で裁判所によりスラップ訴訟と認定された事件の紹介だったが，なかには，日本国内でおきた事件に関するものも含まれていた。そのうちの1つが，政治家PがSNS上で自らを批判した者を名誉毀損で訴えた事件について，報道記事にリンクを貼った上で「日本でも……」との文言だけを記載したものだ。このツイートを讀んだPが「スラップ訴訟だと一方的に決めつけるものだ」として0高等裁判所に抗議したため，0高等裁判所長官は，Yに対し口頭で注意を行った。

2019年，Pは再び同種の訴訟を提起し，Yはツイッター上において，同訴訟について報じた報道記事にリンクを貼り「またしても……」との文言を記載する投稿を行った（以下，本件投稿とする）。Pは，Yによる本件論文および本件投稿は裁判官の中立・公正を損なうものだとして，0高等裁判所に強く抗議した。なお，いずれの訴訟もYの担当外のものである。

仮に0高等裁判所がYの上記行為が懲戒事由に該当し，懲戒に相当すると判断したならば，0高等裁判所は最高裁判所に対し，分限裁判の申立てを行うこととなる。その場合，最高裁判所はどのような判断をすると考えられるか。論じなさい（分限裁判の手續の問題は論じないものとする）。

4月号（475号）

A 県の県議会議員である X は、県議会の第 2 回定例会における一般質問中に「知事はいつも嘘ばかりだ。人としてどうかと思う。まったく信用できない」と発言（以下、本件発言という）した。これに対し議長は、本件発言は地方自治法 132 条のいう「無礼の言葉」に当たるとして、同法 129 条 1 項に基づき、発言の取消しを命じた（以下、本件命令という）。X は、本件発言は社会通念上相当なものであり「無礼の言葉」には当たらないとして、命令に従わず、取消しを拒んだため、議長により、その日の会議が終わるまで発言をすることを禁止された。X が本件命令に従わなかったことに対しては、一部の議員から地方自治法 134 条以下に基づく懲罰の動議が出されたものの、可決には至らなかった。

後日、議員および関係者に第 2 回定例会の会議録（A 県議会会議規則 101 条の定める会議録。以下、配布用会議録という）が配布された。これは A 県議会会議規則に基づいて調整されたものであり、本件発言の部分は代わりに「——30 文字」と表示されていた。ただし、A 県で活動する NPO 団体が A 県情報公開条例に基づき、本件発言に係る会議録原本（配布用会議録を調整する前の会議録であり、議長が取消しを命じた発言も記載されている）の開示請求を行ったところ、開示が認められ、本件発言の内容を確認することができた。

X は A 県に対し本件命令の取消しを求めて出訴した（以下、本件訴えという）が、裁判所は、訴えは不適法だとしてこれを却下した。裁判所はなぜこのような判断をしたのか。憲法にかかわる問題について論じなさい。

【参考】A 県議会会議規則

100 条 会議録には議事の経過を記載する。

101 条 会議録は、印刷し、議員及び関係者に配布する。

102 条 前条の会議録には、秘密会の議事及び議長が取消しを命じた発言は記載しない。

発言取消部分には、取り消した字数分の棒線を表示する。